曹洞春秋

SOH　TOH　SHUN　JYŪ

總和会三綱領

1、宗門の興隆を図り、宗政の運営に関し、公正妥当なる施策の実現を期すること。
2、本宗の伝統性格を尊重し、大本山の尊厳維持に努めること。
3、会員相互の協調連絡を図り、その親和結束を固くすること。

発行所　總和会本部　　〒 105-0002 東京都港区愛宕 2-3-4 大本山總持寺出張所内 TEL 03(3431)5017

通告質問18本　第123回 通常宗議会　報告

第123回通常宗議会が平成27年６月22日から会期４日間をもって開催されました。本年はいよいよ大本山總持寺二祖峨山韶碩禅師650回大遠忌正当をお迎えすることとなります。曹洞宗管長江川辰三紫雲臺猊下の開会式におけるお示しにも、その感謝と期待のお言葉が述べられました。

本議会では、先に辞任された第３選挙区一適隆信議員にかわり新たに山本元晴議員が加わり、６月の決算議会とはいえ活発な議論が尽くされました。会を代表しての総括質問は名村直高議員が、僧堂の振興策はじめ学校法人に関し当局をただし、積極的提案が示されました。内容は紙面のとおりでありますが、宗務監査委員会に関する上程案などが審議されました。また宗門関係の学校法人についての質疑等も多く、日程を余すことなく無事閉会いたしました。宗門の課題はなお多く今後も会員諸老師の叡智をどうぞお寄せ下さい。

法語

正法護持立妙規
平常體得利生期
無量甘露茲充溢
祖道行環仰大慈
青山緑水開心眼
馥郁爽風萬古吹

ご垂示

本日夏至を迎えましたが、ここに第百二十三回曹洞宗通常宗議会が、全国の議員諸老師ご出席のもと、開会されますこと、改めて心よりお慶び申し上げます。

このたびの宗議会においても、重要な案件の数々が上程されております。

本年、大本山總持寺二祖峨山韶碩禅師の六百五十回大遠忌の年にあたり、どうか諸老師におかれましては、祖師のみ教えを相承することの有難さを、今一度噛みしめていただき、「報恩」、「恩に報いること」のこころを拠りどころとして、本議会の審議に臨まれますよう切に望む次第であります。

宗門のさらなる隆昌、充実のために、皆さまのお力添えをお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

可決された主な案件

平成26年度一般会計歳入歳出決算
歳入　76億6555万989円。歳出　72億2838万7646円（補正予算額26億3214万9000円）。経常部　43億3849万2728円。臨時部　28億8989万4918円。差引残額　４億3716万3343円（次年度準備資金に編入）。他に当年度補正予算、前年度各特別決算等が可決。

また主な可決案は、議案上程の事前開示をはかる目的で、今後宗務監査委員会は議長により開かれることとなった。

鶴一聲

本年は戦後七〇年の年。奇しくも釈尊悟道の十二月八日に開戦をむかえた太平洋戦争は、日本人戦没者だけでも約三百十万人に上りました。「すべての者は死を怖れる。自分に引き寄せて、殺してはならぬ。殺さしめてはならぬ。」（法句経）との教えをいただく我々僧侶にとっては、複雑な思いを拭いえません。

現在、安倍首相は「国際社会の平和と安定のため」として、集団的自衛権の行使を可能とする安全保障関連法案を通そうとしています。戦争の道に進んだかつての日本も「アジアの平和」を名目に突き進んで行ったはずでした。

アニメ「火垂るの墓」は、原作者野坂昭如氏の戦争体験を元に、終戦前後の混乱を、必死で生き抜こうとする親を亡くした兄妹の餓死までを描き、観る者の涙を誘います。

戦後七〇年、戦没者の一人ひとりにあった悲劇を、現代に生きる私たちが想像し、もう一度冷静に見つめ直し、次代に伝える必要があるのではないでしょうか。

野坂氏は、スローガンや運動としての〝反戦〟ではなく、戦争がいかに惨めな状態をもたらすかという〝厭戦（えんせん）〟の心情を広めたいと、エッセーで語っています。厭戦とは人を殺したくないし、殺されたくもないという、人としての生理的感覚。まさに法句経の教えのような……。

通常宗議会で釜田内局は、八月初旬に曹洞宗として、平和を願うメッセージの発信を約束しました。理屈ではなく、多くの人々の肌に戦争の悲惨さ、平和のありがたさを訴えかけるメッセージとなることを期待したいものです。

第123回通常宗議会
総 長 演 説（要旨）

宗務総長 釜田 隆文

大本山總持寺二祖峨山韶碩禅師650回大遠忌を迎え、10月７日から20日まで本法要が営まれ、20日には「法定聚会」の参列を得て、不老閣猊下の御来駕を賜り、紫雲臺猊下御親香により正当法要が修行される。

旧学校法人多々良学園問題 第三者委員会調査報告に基づき、曹洞宗への損害のうち３億円について平成27年３月31日に時効が成立するため、宗議会議員に急遽説明を行い、学園移転事業及び助成金の承認議決に関与した責任役員及び学園理事に対して善管注意義務違反による請求、また支出を議決した第85回、第91回通常宗議会出席議員に道義的責任を求めた。請求総額は約9000万円で、今後はコンプライアンス委員会の設置も検討している。

学校法人と宗教法人の関係について 曹洞宗教育規程第39条第１項は、宗門は宗門関係学校に理事長を送るとなっている。宗門関係学校は教師養成、教化機関として宗門の情熱を持って設立され、その寄附行為には「曹洞宗立宗の精神に則り」また運営の基本に「曹洞宗宗制」と記されている。この基盤をもとに、相互の信義則と条理上、本宗は理事、監事を推薦し、宗門関係学校は寄附行為等により推薦を受ける旨を規定化している。従って理事等は沿革、設立の趣旨を理解し寄附行為を尊重して業務に当たり、宗門の推薦を受けて就任する理事等は、宗門に対する善管注意義務も負っている。

人権擁護推進本部関係 度重なる「過去帳」開示問題等は「身元調査お断り運動」への問題意識の風化であり、危機感欠落の証左といえる。改めて「身元調査お断り」運動や「過去帳」等の取り扱いに関する啓発に一層取り組んでいく。

某宗門寺院の年回繰出し表がインターネット上で公開されたことがあった。「年回表」は、昨今の宗教、信仰の個人化、プライバシーの尊重に鑑み全面的推奨は出来ず、代替手段の検討が必要である。

東アジア出身の強制徴用者等の関連情報について政府の道筋が全く示されない状況で、全日本仏教会に対し６月16日付要請文を提出した。

教学部関係 僧堂振興に関わる専門部会について、長期的課題と比較的短期間で取り組む課題とに分けて検討している。

総合研究センター関係 「復興支援プロジェクト」では「匂い袋作成を通じた傾聴活動」を行っており、曹洞宗婦人会には、匂い袋縫製にご加担をいただき御礼申し上げる。

総務部関係 通常宗議会招集前に宗務監査委員会を開催する必要上、現行では直前に招集すると規定されているが、各決算・貸借対照表などは２回目の通常宗議会に直接関係するものではない。また対象期間は４か月間と８か月間となり不規則で、これを改善すべく各案件を上程した。

福祉課関係 ６月２・３日に東日本大震災現地対策本部がおかれている福島県、宮城県、岩手県の各宗務所に、宗務総長と総務部長が訪問し、震災後の宗門寺院や檀信徒の復興状況についてお話を聞かせていただいた。

資源課関係 級階査定について、昨年提出された専門部会答申を精査するとともに、別な査定方法についても調査研究を始めた。

教化部関係 曹洞宗婦人会は本年度創立40周年を迎え、10月１日、大本山總持寺にて記念大会が執り行われる。

布教課関係 11月、曹洞宗社会福祉連盟が東北福祉大学等を会場に研修会を開催する。一般宗侶の参加を募る予定である。厚労省は、高齢者介護や児童施設、障害者向け施設の統合を進める方針であり、地域再生の一翼を担う人材を育成すべく参加を呼びかけている。

国際課関係 ４月１日、関口道潤師がヨーロッパ国際布教総監として赴任した。６月13日に、カリフォルニア州で天平山禅堂プロジェクトの上棟式法要が、大本山永平寺副貫首南澤道人老師を導師に修行された。

伝道部関係 ５月27・28日、梅花流全国奉詠大会を横浜みなとみらいのパシフィコ横浜国立大ホールで開催された。江川辰三管長猊下が詠題をお唱えし、大本山總持寺二祖峨山韶碩禅師650回大遠忌奉讃奉詠が行われた。

出版部関係 寺族関係規程の変更に伴い昭和修訂『曹洞宗行持軌範』改訂第３版、また『曹洞宗宗勢のあゆみⅡ』も刊行予定である。

スマートフォンなどタブレット端末で購読可能な電子書籍を販売することとした。

人事部関係 教団将来像構想特別委員会は、平成26年４月の規程制定を経て特別委員会にて検討が進められている。また教化の構造的理解に関する分科会が附置され、委員改選前の部会に関し重ねて会議が開催され、報告書がまとめられた。８月を目途に取りまとめられる予定。

平成26年度曹洞宗檀信徒会館の運営と決算内容 我が国の経済は景気は回復基調を辿っている。ホテル業界では比較的好調に推移した。しかし個人消費の伸び悩みや円安による原材料の上昇など、市場の動向を見据えた販売施策に注力し収益の向上に邁進していく。

昨年度総売上高は10億2582万5288円で、うち経常利益は7575万764円、純利益は5575万763円となり繰越純利益は12億6069万8809円の計上である。

第123回通常宗議会常任・特別委員

議 長 砂越隆侃（有） 副議長 川瀬信夫（総）

○運営委員会

長	松原 道一（有）	
主	浅川 信隆（有）	主 成田 隆真（総）
	渡部 卓史（有）	藏山 大顕（総）
	平井 正道（有）	山本 健善（総）

○予算委員会

	熊谷 紘全（有）	山路 純正（総）
長	村松 延行（有）	主 五十嵐靖雄（総）
主	小島 泰道（有）	名村 直高（総）
主	戸田 光隆（有）	主 伊藤 弘隆（総）
	池田 大智（有）	伊東 盛寧（総）
	佐々木正悦（有）	服部 直哉（総）
	桑山 智志（有）	

○第１決算委員会

長	須川 法昭（有）	主 山﨑 奎一（総）
	髙橋 英寛（有）	主 髙階 玉光（総）
主	結城 俊道（有）	倉内 泰雄（総）
主	来馬 宗憲（有）	大道 光肇（総）
	服部 秀世（有）	岩井 秀弘（総）
	永井 賢史（有）	

○第２決算委員会

長	須田 孝英（総）	主 石川 順之（有）
主	岡 芳雄（総）	喜美候部謙史（有）
主	永島 玄隆（総）	主 小林 孝道（有）
	森 元亨（総）	吉村 明仁（有）
	嶽盛 和三（総）	阿部 光裕（有）
	片山 昌佳（総）	

○請願委員会

主	齋藤 裕道	千葉 省三（有）
長	坂野 浩道	主 宮崎 英輝
	深川 典雄（総）	

○懲罰委員会

	松永 哲也（有）	水野 格正（総）
長	藤間 良信（有）	主 近藤 龍法（総）
主	押川 伸生（有）	

○特別委員会

	佐々木孝一（総）	主 千葉 省三（有）
	鬼生田俊英（総）	髙橋 英寛（有）
主	三吉 由之（総）	主 松永 哲也（有）
主	深川 典雄（総）	藤間 良信（有）
長	龍谷 顯孝（総）	押川 伸生（有）
	山本 元晴（総）	

長…委員長 主…主査 （総）…總和会（有）…有道会

平成26年度曹洞宗一般会計歳入・歳出決算

歳 入 7,665,550,989 円

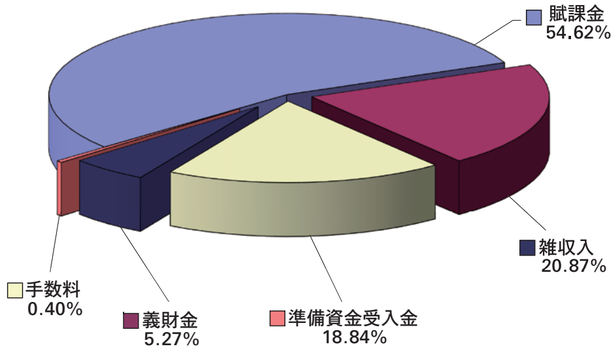

内訳

歳 入	歳 入 額
賦課金	4,187,123,450
雑収入	1,599,779,389
準備資金受入金	1,444,343,000
義財金	403,834,410
手数料	30,470,740

歳 出 7,228,387,646 円

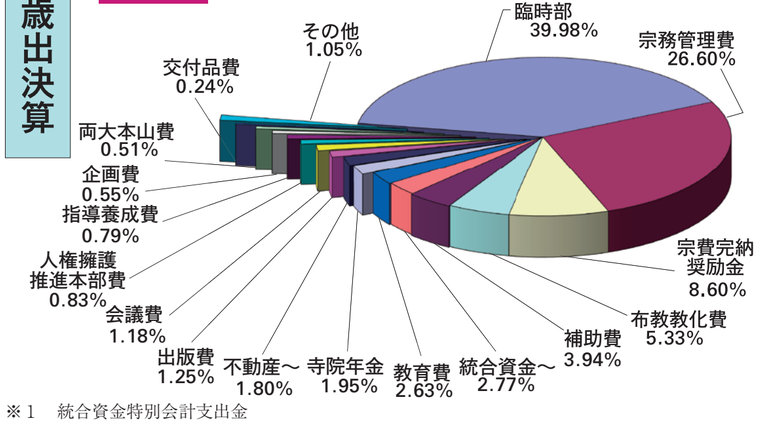

内訳

歳 出	歳 出 額
臨時部	2,889,894,918
宗務管理費	1,922,717,728
宗費完納奨励金	621,566,460
布教教化費	385,057,303
補助費	285,040,276
※１統合資金～	200,000,000
教育費	190,011,605
寺院年金	140,915,000
不動産～	130,000,000
出版費	90,197,448
会議費	85,539,463
人権擁護推進本部費	59,712,996
指導養成費	57,350,515
企画費	39,947,653
両大本山費	37,200,000
交付品費	17,206,752
その他	76,029,529

※１ 統合資金特別会計支出金

総括質問（要旨）

總和会代表 名村直高

僧堂振興の活性化について 宗門の得度者は、平成26年度において年間350人でありますので、年間350人の安居希望者がいてもおかしくありません。しかし実際は得度者数イコール安居者数ではありません。立職者数は年間275人に減ります。すべての者が立職してから上山するわけではないので、もし350人の得度した僧侶がいずれかの僧堂に安居すれば、両大本山や専門僧堂は多くの安居者数となるわけであります。

日本では約45年間で、人口が半減する時代を迎えます。従って、安居者数が半分になる時代がおとずれることが予想されます。今後益々僧堂安居者の減少時代となることは避けられません。こうした先行きでの僧堂の振興策をどうお考えですか。

答弁 僧堂は本宗の教師を養成する目的で設置されていますので、掛搭資格は本宗の僧侶に限定されます。しかし在家者の研修は、各僧堂の自主性に任すべきと思慮します。在家の方を参禅者として受け入れる僧堂、出家修行に特化し師家養成を目指す僧堂など、僧堂の特色をだせば、修行者自身が求める修行を自身が選択する僧堂で行ずることが望ましい。しかし在家者が僧堂生活を体験することで曹洞禅にふれることは、在家者を出家僧に導くよい機会でありますが、掛搭と共同生活はあくまでも分けるべきものと考えます。

本山僧堂の実情と専門僧堂の衰退について 現在の僧堂数は28です。僧堂の数の適正化を種々の視点から検証・検討すべき時期であると思量致します。場合によっては、宗門ゆかりの歴史的寺院僧堂は保存と補助に努め、一歩実体の伴わない僧堂は閉単にするべきだと思います。

答弁 安居者数が10名に満たない僧堂が11僧堂あり、内５名に満たない僧堂が３僧堂あります。安居者が少ない専門僧堂が、僧堂の体を成しえるのか疑問でありますが、良き指導者たる師家を育成する上では、少人数であることによるメリットもあります。安居者数だけで僧堂を評価するのは早計であり、閉単に結び付けることは粗暴であると思慮します。

専門僧堂における問題惹起の要因について 宗門予算をもって師家養成所を出ても、一方で専門僧堂の経済的理由で、就任要請が出来ない僧堂の現実があります。無収入ではあるが、師家養成所研修の成果を僧堂で十分発揮して戴きたい、という姿勢には困難なことがあると推察致します。

答弁 師家養成所修了者が過程を修了したからといって、すぐに修行僧を指導できる実力が備わっているとは限りません。修了者の中から期間を区切り、各僧堂をめぐって研鑽を深め、その上で指導者として活躍いただけるように進めて行きたいものと考えます。

旧学校法人多々良学園問題について 催告書によれば、金銭的請求については、このことをもって終結を図りたいとの旨の記載がありましたが、釜田内局として、この問題の終結を図るという展望が不透明である為に、このことが終結へ向けての全体像の中でどの位置にあるのかが見えてきません。現内局として、この問題を終結させる覚悟はあるのでしょうか。

答弁 全体的終結は、第三者委員会が指摘するように宗門改革を進めることと存じます。また公正中立な第三者、専門家、学識経験者などを活用し、コンプライアンス委員会のようなリスクマネジメントに関わる委員会の設置を提案しています。

東日本大震災復興支援について 宗門寺院への復興支援にも限界があることとは充分理解するところでありますが、引き続き、その時々に出来る限りの支援をされることを強く要望致します。今後の見通しをお聞かせ下さい。

答弁 被災地訪問の際、被災地に対する意識が薄れていくことが心配であるとお聴きいたしました。今後も被災地に深く想いを寄せながら、充実した支援活動を継続してまいりたいと存じます。

宗門の近未来における喫緊の問題と提言について 過疎化の進む地域の寺院の存続は、正に喫緊の大問題であります。『曹洞宗全国寺院住所録』（平成25年度版）に記載されている寺院総数、兼務寺院数、無住寺院数、特定代務寺院数のそれぞれの数を調査した結果、愕然とした思いに至りました。（別表参照）

将来の為に、「相承すべき施策」を早急に打ち出され、議論の俎上に上げるべく提言を致します。また「強制力のある査察権」を以て、全国の寺院の宗教法人会計の収支決算等の提出を求め、実施調査されることを要望致します。

答弁 収支決算書が寺院の財務状況の正確な把握につながることは、十分期待できますが、現状、全ての寺院が収支決算書を作成しているとは限らず、全寺院にこれを求めることは困難であります。

修証義を基盤とした布教教化の可能性と課題について 『修証義』は宗門の読誦経典であり、在家化導の教科書的存在であります。『正法眼蔵』から文言を抽出して展開されておりますが、禅、仏法、仏道、悟りという正伝の仏法の根幹の教えが見えにくいのであります。禅を基盤として『修証義』を敷衍することが、宗門の布教教化だと思います。坐禅の心をもって『修証義』四大綱領を敷衍すべきだと考えますが、宗務総長の見解をお示し下さい。

答弁 『修証義』は、四衆の安心を定めた宗典と位置づけられたため、当初から坐禅の教えの不在が取り沙汰されました。しかし禅戒一如をもって『修証義』をとらえ、受戒を通して坐禅の心を実践していくこと、または坐禅の心をもって四大綱領を敷衍していくとされております。宗憲第５条のとおり、本宗は、修証義の四大綱領に則り、禅戒一如、修証不二の妙諦を実践することを教義の大綱とする、とされるのであります。

出版部関係について 駒澤大学、愛知学院大学、東北福祉大学には、教授として大変有為な人材がいらっしゃいます。この様な宗乗家の人材登用という事も大事なことなのではないでしょうか。駒澤でなければ宗門の研究は評価されない、という風潮があるかのようですが、如何がなものでしょうか。禅の風、禅の友などの執筆者が表題と内容が添っていないものがあるようです。執筆者の選考基準はどのようになっているのかおききします。

答弁 駒澤大学でなければ宗門の研究は評価されないという風潮があるように思えるとのことですが、私はそのようには思っておりません。出版部では、人材の登用について、全国の知られざる宗乗家や芸術家、研究家など、幅広く人材を求めることを常日頃心掛けております。

宗挙法人と学校法人との理事選任問題について 現在宗門関係学校である駒澤大学、愛知学院大学との理事選任問題に関して、経過と実情、また今後の方途について、憂慮している全国宗門寺院に理解出来る様なご説明を求めます。また教育規定39条に対してどのように理解すべきか、ご説明下さい。

答弁 曹洞宗教育規程第39条第１項は、庁議において決定した者が各学校の理事長になることを規定しています。また、第２項は、各学校の長、副学長などは、内局の推薦する者を管長が任命すると規定しています。一方、学校の寄附行為に目を向けると、昭和60年当時の駒澤大学の寄附行為には「この法人の管理運営は私立学校法及び曹洞宗宗制に規定するもののほか、この寄附行為の定めるところによる」と規定されており、これは宗門の教育規程と密接に連結している事を示しています。教育の目的に仏教の教義と曹洞宗立宗の精神が基本になっていることから、宗門は、この教育規程をもとに、理事長を送り、また、学校長等を任命しています。寄附行為、曹洞宗規則などの改定はあろうとも、各学校の沿革、ないし教育の根幹に本宗の教えが生かされることから、本宗と宗門関係学校は長年にわたる相互の信義則と条理上、本宗は理事、監事を推薦し、宗門関係学校は寄附行為等により推薦を受ける旨を規定化してきたといえます。

集計 名村直高

	寺院数	兼務・無住・特定代務		寺院数	兼務・無住・特定代務		寺院数	兼務・無住・特定代務
東京	369	46	和歌山	68	31	熊本	122	38
神奈川	386	44	兵庫	417	100	宮崎	69	5
埼玉	529	126	岡山	167	68	鹿児島・沖縄	16	2
群馬	353	55	広島	188	47	長野	601	131
栃木	186	22	山口	267	61	福井	286	100
茨城	200	32	鳥取	204	17	石川	135	33
千葉	332	95	島根	323	89	富山	229	79
山梨	514	185	徳島	25	10	新潟	794	190
静岡	1138	336	高知	24	5	福島	469	163
愛知	1197	261	香川	6	1	宮城	465	73
岐阜	253	71	愛媛	176	35	岩手	316	43
三重	444	169	福岡	163	21	青森	178	23
滋賀	201	92	大分	188	65	山形	735	168
京都	371	142	長崎	163	35	秋田	347	26
大阪	139	22	佐賀	238	43	北海道	483	50
奈良	73	24						

（寺院総数）14,547、（兼務・無住・特定代務）3,474＝11,073ヵ寺

通告質問と答弁（登壇順）

嶽盛　和三
（第14区選出）

宗門主導の介護施設の設置　管区に１カ所位の介護施設の建設が出来ないか。

総務部長答弁　現下においては難しいが、曹洞宗社会福祉連盟では、全国宗侶に向けて研修会を開催するなど、社会福祉に関わる寺院、宗侶を増やし寄与できるものと考える。

今後の専門僧堂の役割と教師資格取得の期間と方法　社会に対応出来る教師育成と兼職を余儀なくされている寺院徒弟の支援は。

教学部長答弁　僧堂振興をはかる中、僧侶の資質向上が重要課題で、今後も専門部会において僧堂振興のための方途を模索してまいりたい。

岩井　秀弘
（第28区選出）

リスクマネジメントについて　リスク管理委員会を早急に立ち上げ検証をすべき。

人事部長答弁　現代社会に対応するため、コンプライアンス委員会のような第三者の視点でリスクマネジメントを行う組織の設置を検討しいる。又各寺院共通のリスクや還元できるノウハウがあれば、研修会などを展開する事が適切であろう。

現行の宗制の製本形態について　宗制をA4サイズに変更し、CD等をつけて、字も大きくし使いやすい宗制にして、定期的に寺院住所録とともに無償配布すべき。

出版部長答弁　法令集等はＡ５版が主流であり、作り直すとかなりの経費が発生し変更は考えていない。CD等については前向きに検討したい。無償配布は考えていない。

岡　　芳雄
（第19区選出）

今次宗議会で上程された規則変更案、規則制定案について　曹洞宗規則の変更は慎重であるべきで、財産処分、担保提供、借入については重大な案件であり、財産処分の一部について、議会の承認を必要としなくなるのではないか。変更する明確な理由を示していただきたい。

総務部長答弁

重々承知するところであり、宗議会の事前決定は当然で、宗議会に同意なしでは執行できないものと思慮する。当該債権がこの法人にとって財産基盤を揺るがすような規模であるときなどは、都度宗議会へ承認を求めることになると思慮する。

伊東　盛寧
（第21区選出）

寺院建物共済からの借用について　統合資金廃止の際、建物共済の会計から借用していた。寺院建物共済制度の理念精神から解りやすい説明を。

総務部長答弁　曹洞宗規則に「特別会計は、この法人が特定の事業を行う場合その他の特定の歳入をもって特定の歳出に充てる等云々」とある。預託金残高16億円の精算は、平成28年度より２億円ずつの返済計画の予定である。

片山　昌佳
（第24区選出）

過疎化による寺院の衰退と現代の宗教離れについて　過疎地対策室の設置の検討と過疎地における寺院の実態調査と今後の宗教活動においての方法、宗門としての対策を早急に講じて戴きたい。インターネット環境を利用し、曹洞宗のPRなども検討してもらいたい。

人事部長答弁　過疎化に関わる問題については、議員各位より様々な指摘を戴き所管部ごとに検討し対応していますが、過疎化対策室という専門部署を設ける事に関しては、現段階では検討課題としておりません。インターネット環境を利用したPRについてですが「曹洞禅ネット」で寺院ポータルサイトの構築作業、メールマガジンの配信などを予定し、皆様によりよい情報が届けられPRにつながるよう調査研究をしてまいります。

山﨑　奎一
（第４区選出）

旧多々良学園の破綻に発生した賠償責任（賠償金請求）の催告書について　法的善管注意義務違反と道義的責任について、当局の見解を説明せよ。宮川・長谷川両弁護士の立場は。

人事部長答弁　善管注意義務違反、また道義的な責任の方に「催告書」を送ったわけだが、道義的責任の方には「ご協力のお願い」とすべきでありお詫びする。善管注意義務とは、民法に「受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う」とある。これに対し、「常識的に照らし社会批判を受けても仕方がないルール違反に伴う責任」を道義的責任と呼んでいる。学園移転及び助成金に関与した責任役員の責任は極めて重大であり、応分のご負担をお願いした。また当時の議員については、議会の特別委員会報告書でも「議決した責任は免れない」としている。二人の弁護士とは、本年１月８日に委任契約を結び、長谷川弁護士には３月１日より顧問弁護士に就任いただいている。

責任役員に関する事項について　責任役員会における参議の立場を説明していただきたい。

人事部長答弁　責任役員会は、宗務総長と内局部長７名、両貫首が選任した参議２名、合計10名で構成される。通常２ヶ月に１回招集され、宗制に定められた審議事項等を審議決定する。

関係学校の補助金制度について

教学部長答弁　教育規程により、各学校法人からの補助金申請によって予算計上している。

てらスクールに連載されている漫画を単行本に出来ないか

出版部長答弁　過去にもあるが、現在連載中の「ジャータカ物語」については考慮中である。

水野　格正
（第８区選出）

議議案の事前開示について　今次宗議会で予定の案件の表第が開示されたことは、評価できるが、より具体的に検討されたのではないか。

総務部長答弁　現状では、宗務監査なども開催され時間的余裕がなく、内局が事前開示を望んでも不可能な状況であった。その為に、事前に上程予定の議案等の名称でけでも報告した。只今は関連する規程変更案、規程制定案を提案するに至った。

コンプライアンスと機構の見直しについて　コンプライアンス委員会や、組織の検証、見直しのための委員会設置の必要性は検討されているのか。

人事部長答弁　試案ではあるがコンプライアンス室の設置を考えており、専任の職員を配置し問題がある行為を取り上げていく。また各部署から数名と外部の弁護士等を含む有識者を招聘し、定期的にコンプライアンス委員会の開催を考えている。

近藤　龍法
（第25区選出）

旧多々良学園問題に関する賠償請求の説明について　その責任の時期について、平成16年10月の有田内局から平成18年の渕内局までは善管注意義務違反による対象から除外されている理由は。賠償の対象は平成17年４月１日に支出された助成金３億円なのか。

人事部長答弁　第三者委員会報告書では責任期間を平成15年２月21日の理事会までとしているが、両弁護士の意見では15億円の助成を議決した平成15年６月の第91回宗議会までとしている。両弁護士の意見書では「この時点までは後戻り、計画の縮小が可能であった」とし、さらに宗議会調査特別委員会報告書でも、「移転事業に対して「９億円」「15億円」の補助金支出について議決した議員の責任は免れない」としているため平成15年６月までとした。また議員の責任は、９億円の助成を議決した平成13年の第85回、15億円を議決した平成15年６月の第91回宗議会であるので、平成16年10月以降の第２期有田内局以降は対象としなかった。

五十嵐靖雄
（第17区選出）

旧多々良学園問題における賠償請求の催告書について　催告書は、どこで決議されて、このような行為がなされたのか。決議機関はどこなのか。何人に請求し、現在何名納入し合計金額は。、金額の算定基準は、集まったお金はどよ扱うのか、予定、目的を伺う。

人事部長答弁　催告書の決定は３月27日開催の庁議で、その後の議員懇談会での協議の上、内局が最終的に決定した。算定基準は、内局員は職責の内容、就任回数を検討、理事、監事は就任の有無で一律とした。対象人数は97名、総額は9,690万円。６月24日現在、43件、1,600万円が納められ預かり金としている。使途については、現段階では未定である。

再任首座について　首座を探すのに苦労がある。再任首座を認める方途が必要ではないか。

教学部長答弁　結制安居が終了しても、宗門伝統の三師の一人として教えを導くのが法幢師である。儀式だけの師と弟子の関係性は宗門の伝統を揺るがしかねない問題でもある。

龍谷　顯孝
（第12区選出）

学校法人と宗教法人の関係について　駒澤大学、愛知学院大学の寄附行為改正の経緯に鑑みれば、内局交代の時点で理事の交代が行われていた事は慣行とは言えず、以前の寄附行為によった交代である。現行寄附行為においては4年の任期満了、または欠員を生じた場合における大学からの推薦要請が原則となると理解するが如何か。多々良学園問題が契機の改正だ、意に反したとはいえ審事院への提訴は納得できない。

教学部長答弁　歴史的、沿革的見地から、母体たる本宗がまずあり、そこから各宗門関係学校が創立されたことは至極当然である。問題の点は本宗から推薦している理事の任期の始期である。この推薦行為は本宗立宗の精神を学校教育に具現化するためのもので、それは現時点の本宗立宗の責務を負う責任役員会の意思と常に合致していることが条理上求められる。従って理事等の任期の始期は内局の交代時に合致することが自然であり、任期途中の理事等は新内局の新たな推薦行為にその基盤を求めなければならない。過去の経緯を調べても内局の交代時と一致しており、慣行と位置づけられるべきものと思量する。駒澤大学、愛知学院大学の寄附行為改正の前後を通じ変わっていない。釜田内局交代時にこれが崩れ戻すべく鋭意措置を採っている。

峨山禅師伝考 【その六】

愛知学院大学学長 佐藤悦成

両箇の月　その一

正安二年（1300）の一月十一日から、瑩山禅師は大乗寺にて義介禅師に代わって大衆のため、『伝光録』の提唱を始められました。ある日、峨山禅師は「一気の通ぜざる處、なんとしてか道い難し」と瑩山禅師に問われ、それに対して瑩山禅師は、「道うやいわざるやをいわず」と応えられます。その意図は、仏の世界をことばで表現できると考えることが根本的に誤りであり、そのような修行を続ければ過誤に陥るぞ、と教示されたといえます。「芳躅」においては、「行状」には記されない一句を加えて、「では、説明できないとすればどうすればよいのかね」と、瑩山禅師が峨山禅師を試問したことを記しています。峨山禅師の立場では、仏の世界を知的に理解することはできても、仏の世界を実証して自らが赴くことはできません。峨山禅師は教えを受けて、即座に了得した境地を瑩山禅師に披瀝されました。口を開いてみせた（眼前に実在するが、それをことばでは言い表せない、の意）のです。虚空に向かって無音のことばを発してみせたのですが、瑩山禅師はこれを許さず、「不是」と退けたとあります。

『諸嶽二代我山和尚行実』は加えて「山便打」と記します。峨山禅師が口を開いてみせたと同時に、瑩山禅師は打ったのですが、この打擲は、瑩山禅師が峨山禅師の「省」を認めなかったのではなく、ここで得た悟りへの端緒をどのように自己の問題として証してゆくかが今後の課題である、と老婆心をもって接化されたのです。

真摯な弁道がその後も続けられ、ある夜、冴え渡った大気の中に浮かぶ名月を愛でながら、瑩山禅師は傍らに侍していた峨山禅師に問われました。

【汝（峨山禅師）、月に両箇あるを知るや。】

このように尋ねられても、その意味を理解することができなかった峨山禅師は、「不是なり（知りません）」と答えるしかありませんでした。

そこで、瑩山禅師は、

【月に両箇あることを知らざれば、洞上（曹洞宗）の種草（仏法を嗣ぐ者）となることあたはず。】

と垂示されて、これ迄の学仏道の欠点を指摘し、一層の功夫弁道を指示されました。

では、「両箇の月」とは何を意味しているのでしょう。

「両」とは、一対の存在の双方を指すことばで、一対で完結する意味を持ちます。釈尊は、真実（実教・第一義諦）を人々に伝えるために、手段・方便（権教・世諦）を駆使されました。第一義諦の月と世俗諦の月が「両箇の月」といってもよいし、真理と現実といってもよいでしょう。「平常心」を義介禅師から問われた瑩山禅師は、「黒漆の崑崙、夜裏に走る」（平等、真理）と応えられました。義介禅師が更に一句を要求されると、「飯に逢うては飯を喫し、茶に逢うては茶を喫す」（差別、現実）と応じられました。これも両箇の月といえます。瑩山禅師は、義介禅師からの教えを、表現を変えて峨山禅師へ伝えているといえます。仏法の相承がここにあります。

深遠な思想に精通しても、それが日常生活の場で実際の救いとして機能しない限り、会得した仏法が真価を発揮したことになりません。思想の肉体化といってもよいでしょう。それ故、坐禅のみならず、洗面、洗浄、作務、睡眠にいたるまでの形而下の行為を、己の全人格を露呈した形而上の修行であると道元禅師は示されたのです。「百尺竿頭上」に至ることを最終目標として、その後の「進一歩」に想いが至らない峨山禅師への、瑩山禅師からの老婆心であったといえます。

總和会会務報告

期日	会務内容	
1月13日	執行部会	（總和会本部）
1月14日	執行部本山拝登	（大本山總持寺）
1月20日	組織部会	（總和会本部）
1月21～22日	秋田県支部総会	（秋田ビューホテル）
1月22日	社会部会	（總和会本部）
1月22日	政調部会	（總和会本部）
2月9～10日	静岡西部支部総会	（掛川グランドホテル）
2月21日	監査会	（總和会本部）
2月21日	執行部会	（總和会本部）
2月22日	顧問・執行部会	（檀信徒会館）
2月22日	常任理事会	（檀信徒会館）
2月22日	理事・評議員会	（檀信徒会館）
2月22日	理事会	（檀信徒会館）
2月22日	議員総会	（檀信徒会館）
2月27日	議員総会	（檀信徒会館）
2月27日	執行部会	（檀信徒会館）
3月5日	広報部会	（總和会本部）
3月27日	執行部会	（總和会本部）
3月27日	両会派議員懇談会	（檀信徒会館）
4月2～3日	大阪支部総会	（新阪急ホテル）
4月20日	執行部会	（總和会本部）
4月23～24日	北海道支部総会	（ノボテル札幌）
4月23～24日	西愛知總和会支部総会	（東京第一ホテル錦）
4月24～25日	岩手県支部総会	（盛岡グランドホテルアネックス）
4月30～5月1日	鳥取県支部総会	（ホテルセントパレス倉吉）
5月11～12日	広島県支部総会	（アークホテル広島）
5月12～13日	北信越ブロック大会・石川	（和倉温泉「のと楽」）
5月12～13日	三重県支部総会	（鳥羽シーサイドホテル）
5月18～19日	佐賀県支部総会	（四季彩ホテル千代田館）
5月18～19日	青森県支部総会	（ホテル青森）
5月19～20日	福島県支部総会	（磐梯熱海「栄楽館」）
5月20日	執行部会	（總和会本部）
5月21～22日	関東ブロック大会・山梨	（石和温泉「華やぎの章慶山」）
5月21～22日	岐阜県支部総会	（岐阜グランドホテル）
5月25～26日	宮城県支部総会	（ホテルメトロポリタン仙台）
6月11日	政調部会	（總和会本部）
6月15～16日	山形県置賜支部総会	（赤湯温泉「瀧波」）

＊支部総会は本部把握分（平成27年6月21日現在）

新議員紹介

第3区　埼玉県

正光寺　山本元晴

第24回總和会全国大会

◇平成27年9月29日（火）

◇会場・曹洞宗檀信徒会館

【お詫びと訂正】

本誌108号に誤りがありました。謹んで訂正させていただき、お詫び申し上げます。

○1頁「法語」2行目

誤　両祖慈恩互古今

正　両祖慈恩互古今

○8頁「峨山禅師伝考（その五）」下段18行目

誤　忽せゆるがにして

正　忽（ゆるか）せにして

編集・山本健善　嶽盛和三　岩井秀弘　片山昌佳　服部直哉